

# 大津市森林経営管理制度運用指針

令和8年5月

## 1 趣旨

- (1) 本運用指針は、大津市内に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう本市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものとする。
- (2) 本運用指針に記載のない基本的な事項については、林野庁が提供する「森林経営管理制度に係る事務の手引」を参考とするものとする。

## 2 森林整備の方針

本市の森林整備は、森林経営計画の作成促進を通じて、森林所有者自らによる適切な森林管理を進めることを基本とする。

人家等に隣接し、森林所有者による経営管理が行われておらず、間伐等の整備が遅れている状態の人工林については、森林が有する公益的機能の発揮を目的とし、本市が森林経営管理制度の活用や森林所有者との協定締結等を通じて森林整備を推進するものとする。

地理的条件が不利な奥地等に存する人工林については、今後、林業としての利用可能性が低いと判断した場合、滋賀県が実施する環境林整備事業等を活用しつつ、環境林への誘導を図るものとする。

## 3 森林経営管理制度を活用する目的と森林の将来像

- (1) 本市には森林が都市部の背後に広がる地理的特徴があり、山裾まで宅地開発が進展している状況に加え、森林所有者の高齢化および不在村化が進行していることから、人家等に隣接した人工林が適切に管理されず放置されている事例が見受けられる。この結果、森林の公益的機能が低下し、災害リスクの増加が懸念されている。このことから、本市における森林経営管理制度は、人家等に隣接し間伐等の整備が遅れている人工林において、森林が有する公益的機能の発揮を目的として活用することを基本とする。なお、人家等に隣接する人工林においては、木材の搬出に必要な作業道の作設や主伐等、持続的な林業経営が困難であることが想定される。したがって、本市が森林整備を実施するにあたり、目指す森林の将来像を様々な樹種が混交する環境林（複層林）として、管理コストの低減を図るものとする。
- (2) 上記の人工林で本市が森林整備に取り組む場合、本市が森林所有者の意向を確認した上で、経営管理権集積計画の策定に基づき経営管理権を設定するとともに、森林経営管理事業を実施するものとする。また、森林整備の速やかな実施を図る観点から、森林経営管理制度によらない森林所有者との協定に基づく森林整備についても積極的に取り

組むものとする。

#### 4 人家等に隣接する人工林

- (1) 人家等に隣接する人工林については、人家等に面している1林小班を整備対象の基本単位とする。ただし、地形や所有界等の条件を踏まえ、1林小班の範囲内で整備が十分に完了する場合や、林小班単位を超えた一体的な整備が必要となる人工林がある場合、この限りではないものとする。
- (2) 上記の整備の範囲に関しては、本市が現地調査等を実施し、間伐等整備の状況を確認した上で判断するものとする。

#### 5 森林経営管理制度の対象外

森林経営管理制度の対象外とする森林については、以下の事項を原則とするものとする。

- (1) 天然林および天然林へ移行段階の森林
- (2) 適切に経営管理されている人工林
  - ① 森林経営計画が策定済みまたは策定を予定している人工林
  - ② 県または市が所有している公有林および一般社団法人滋賀県造林公社の分収造林事業が行われている人工林
  - ③ 生産森林組合が所有している人工林
  - ④ 治山事業等の別事業に基づき森林整備が計画されている人工林
  - ⑤ 直近10年以内に森林整備が実施された人工林、または適切な間隔で整備されている人工林
  - ⑥ 上記4(2)において、本市が森林整備の必要がないと判断した人工林
- (3) 本市に対し森林整備を委託する意向が示されていない人工林
  - ① 意向調査において「自ら管理する」または「民間事業者に直接委託する」等の意向が示されている人工林
  - ② 森林所有者に対し意向調査票が送付されたものの、回答が得られなかった人工林
  - ③ 経営管理集積計画の策定を目的とした調整が不調に終わった人工林

#### 6 森林の境界

本市が森林境界明確化事業を実施している場合は、事業を通じて作成した森林境界推測図を参考に現地において森林所有者と立会を行い、境界を確認するものとする。また、大津市放置林防止対策境界明確化事業が実施されている場合は、同事業に基づく成果品を参考に、上記と同様に森林所有者と境界を確認するものとする。その他の地域においては、滋賀県または本市が作成する合成公図を参考に、上記と同様に森林所有者と境界を確認するものとする。

## 7 森林整備

森林整備の実施手法や間伐率等については、本市が設定することを基本とするものとする。

## 8 森林所有者への利益還元

(1) 森林経営管理制度は森林が有する公益的機能の発揮を目的で活用することから、経営管理権集積計画において、森林所有者の収入の確保等を考慮せず、適切な森林整備の着実な完遂を優先するものとする。なお、林産物に係る収入が多く見込まれる森林については、森林経営計画による整備を促進するものとする。

(2) 林産物の売払いにより歳入が生じた場合においても、森林所有者への利益還元を行わないものとする。

## 9 森林経営管理制度を活用した事業の実施コストについて

本市が森林経営管理制度の実施に要する経費（森林境界の調査等、現地調査、意向調査および森林の管理・整備等）は、原則森林環境譲与税を充当するものとし、年度毎に財源の許す範囲で実施するものとする。

## 10 その他の事項

(1) 現状では間伐の必要性が認められない森林や、森林所有者自ら管理している森林においては、造林事業補助金等既存の支援制度により、森林整備の推進を図るものとする。さらに、崩壊等のおそれがある森林については、関係機関等に森林法に基づく治山事業の実施を働きかけるなど、森林の健全化に取り組むものとする。

(2) 本市では、所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要しており、森林の円滑な経営管理への課題となっていることから、本市は森林境界の調査等必要な措置を講じるものとする。

(3) 森林境界の情報や意向調査の結果は、林地台帳等への反映を図り精度向上に努めるものとする。

(4) 本運用方針の内容については、事業の進捗状況や取組結果を反映させ、見直すものとする。

## 1 1 用語の解説

用 語	解 説
意向調査	森林経営管理制度に基づいて行われ、森林の経営管理の現況や見通しなど、所有者の意向を把握する調査。
間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。
人工林	人工造林（苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法）によって造成された森林。
森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成 31 年法律第 3 号）により、森林環境税（令和 6 年から課税）とともに森林環境譲与税（令和元年度から譲与）が創設された。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。
森林経営管理制度	「森林経営管理法」（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくこと等を内容とする制度。
森林経営計画	森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。
森林整備	植栽、下刈りおよび間伐等、森林の多面的機能を発揮させるために行う森林の手入れの総称。
森林の境界明確化	森林整備の事前準備として、森林所有者の立会の下、境界（所有権界）の測量を行い、作成した図面について、隣接者を含む森林所有者の合意を取得する作業。
生産森林組合	森林組合法に基づき設立された、組合員（生産森林組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を生産森林組合に現物出資する個人、生産森林組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの）の出資と労働により森林の共同経営を行う協同組合。

用 語	解 説
造林事業	<p>健全な森林の造成や保育を行うものであり、主な作業の種類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地拵え：人工造林の準備作業として、苗木植付のために伐採跡地の残材・枝等を整理すること</li> <li>・植付：苗木の植栽</li> <li>・下刈り：植栽木に日光が当たるよう、雑草木等を刈り払うこと</li> <li>・除伐：樹木の生育を妨げる他の樹木の刈り払い</li> <li>・間伐：樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整すること</li> </ul>
治山事業	<p>森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策の一つ。国が実施する直轄事業と都道府県が実施する補助事業等に大別される。</p>
分収造林事業	<p>森林を所有する者、造林または保育を行う者、費用を負担する者の2者または3者で契約を結び、森林を造成し、販売収益を一定の割合で分け合う事業。</p>
民有林	<p>国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林を「地域森林計画対象民有林」という。</p>
林地台帳	<p>都道府県が定める地域森林計画対象民有林において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備した台帳。市町村は台帳情報の一部を公表するとともに、森林組合や林業事業者等の森林整備の担い手に提供することにより、施業の集約化や適切な森林の整備のために活用することを目的としている。</p>